

新型コロナウイルス 関連情報

苦小牧市事業継続支援事業2021(第3弾)・事業継続上下水道料金支援事業2021(第3弾)

詳細 緊急経済対策給付金室 ☎(32)6445 上下水道部営業課 ☎(32)6679

国の緊急事態宣言の発出や、不要不急の外出・移動の自粛により人流が減少し、大幅に売り上げが減少した市内の中小・小規模事業者のうち、令和3年8～11月のいずれかの月の売り上げが前年または前々年同期比で30%以上減少している事業者の支援を行います。



※詳細はHPをご覧ください

- 対象者** 市内に主たる事業所がある中小・小規模事業者
※事業継続支援事業(第1弾および第2弾)を受給した事業者も、対象要件に該当する場合は対象
- 対象要件** 令和3年8～11月の期間のうち、ひと月の売り上げが前年または前々年同期比で30%以上減少した月があること
- 支援内容** ●1事業者当たり10万円を給付 ●業務用水道料金・下水道使用料を2カ月分減免(上下水道料金の減免については本市と給水契約がある事業者のみ)
- 申請方法** 令和4年1月31日(月)までに原則郵送(消印有効)で 緊急経済対策給付金室

子育て世帯生活支援特別給付金(低所得のふたり親世帯分)

詳細 こども支援課 ☎(32)6416

新型コロナウイルス感染症の影響により、支出の増加などその生活の実情を踏まえた支援を行うため、低所得のふたり親子育て世帯に特別給付金を支給します。



※詳細はHPをご覧ください

- 対象者** 次の①～③のいずれかに該当する方
※子育て世帯生活支援特別給付金(低所得のひとり親世帯分)を受給された方は対象外

申請区分	養育要件	所得要件
対象者① (申請不要) 7月16日から 随時支給	令和3年4月分児童手当受給者(公務員以外) ※令和4年3月分までに新たに受給する場合を含む 令和3年4月分特別児童扶養手当受給者 ※令和4年3月分までに新たに受給する場合を含む	令和3年度住民税均等割非課税 ※未申告を除く
対象者②	令和3年4月分児童手当受給者(公務員) ※令和4年3月分までに新たに受給する場合を含む 上記以外で生年月日が平成15年4月2日～18年4月1日の児童の養育者	
対象者③	上記養育要件のいずれかに該当する方	新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、上記と同様の状況にある方

- 給付額** 児童1人当たり一律5万円 ※対象者①には事前に通知書を送付します
- 申請に必要な書類(対象者②③)** 申請書、通帳、身分証明書、対象者③のみ簡易な収入見込額の申立書・令和3年1月以降の任意のひと月の給与明細書や収支内訳書(同居家族分も必要)
- 申請方法(対象者②③)** 令和4年2月28日(月)までに直接 こども支援課

くらしの相談窓口

●一般相談窓口(コールセンター)

新型コロナウイルス感染症に関して、市の対応(公共施設の開設状況や子どもの預かりなど)について、ご相談をお受けするため、専用ダイヤルを開設しています

専用ダイヤル ☎(32)6079(平日:8時45分～17時15分)

●生活困窮者自立相談支援窓口

生活のことでお悩みの方へ相談窓口を設置しています

相談窓口 総合福祉課(市役所1階13番窓口)
☎(32)6189

●税金や保険料の免除の相談はこちら

市税納付等の徴収猶予について	市納税課 ☎(32)6274
道税の納税や申告について	苦小牧道税事務所 ☎(32)5191
国民健康保険税、介護・後期高齢者医療保険料の減免など	各保険税(料)の減免について ☎(32)6426
	傷病手当てについて(国保・後期高齢) ☎(32)6425
国民年金保険料免除・納付猶予について	市保険年金課 ☎(32)6429